

平成27年度第4回流山市生涯学習審議会会議録

1 日 時

平成28年3月23日（水）14時00分～15時50分

2 場 所

中央公民館 講義室

3 議 事

- 1 生涯学習の課題と今後の事業展開について
 - ア スポーツ振興事業について
 - イ 文化芸術事業について
- 2 その他

4 出席委員

佐々木副会長 田根委員 安田委員 辻野委員
増満委員 神田委員 後藤委員

5 事務局

直井生涯学習部長 戸部生涯学習部次長兼生涯学習課長
玉田公民館長 須賀公民館次長 村上公民館係長
小栗図書・博物館長 松本生涯学習課長補佐
椎名生涯学習課係長 池田生涯学習課主査 國崎臨時職員（記録）

6 傍聴者 なし

7 会議録

14時00分開会

事務局より報告事項

新委員の紹介

(佐々木副会長)

それでは、議題1の「生涯学習の課題と今後の事業展開について」ということで、大変大きなタイトルでございまして、なかなか難しいかと思いますが、こんなことがあったらいいなと言った感じで、あまりこだわらずにお話していただければと思います。

最初にアのスポーツ振興事業について、事務局から説明があります。よろしくをお願いします。

(事務局)

事前に送付いたしました資料に沿ってご説明させていただきます。

資料1の第4節のスポーツ活動の基盤づくりをご覧ください。これは平成22年度からスタートしました10カ年の流山市後期基本計画の基本構想の中味を抜粋したもので、改訂から5年経過しておりますので、現在の事業内容についてご説明させていただきます。

今後の方向性としまして、

1. 体育・スポーツ団体との協働により、市民のスポーツ活動を支援し、健康的で明るいコミュニティづくりに貢献します。
2. 生涯スポーツ指導者とともに、健康や体力増進に取り組む市民を増やしていきます。
3. 既存施設の改修・建替えと有効活用を図り、スポーツの場の確保に努めます。

続きまして、施策の展開ということで、

1. コミュニティスポーツと健康・体力づくりの充実
・みんなのスポーツ活動の推進

「だれもが気軽に楽しくスポーツ活動に親しめるよう、コミュニティスポーツフェスティバルや、コミュニティスポーツのつどい等を開催します」ということで、コミュニティスポーツフェスティバルや「歩こう会」などのコミュニティスポ

ーツのつどいが開催されます。

平成28年5月15日にはウォーキング講習会が開催される予定です。

- ・スポーツ講習会・大会の開催

毎年開催されていますロードレース大会。今年は10月9日に開催の予定です。また、少年サッカー、少年野球、市民体育大会などの各種団体や大会への補助を行っております。

- ・生涯スポーツ団体の育成

学校の体育施設を団体に開放し、スポーツ団体の育成を図っていきます。市内25校分の補修対応を実施し、毎年指導者を対象とした少年スポーツ指導者講習会を開催しています。

- ・総合型地域スポーツクラブの設立支援

平成24年2月に「NPO法人おおたかスポーツコミュニティ流山」が設立され現在に至っております。

- ・健康・体力づくり活動

市民一人ひとりの健康の保持・増進と体力向上のため、市内5地区において毎週日曜日の早朝に健康ジョギング講習会を開催して多くの参加者を得ています。また、夏にはウォータービクス講習会を開催しております。

本年7月21日には、NHKテレビ、ラジオでおなじみのラジオ体操・みんなの体操の講習会を総合運動公園の野球場で開催を予定しております。

次ページをご覧ください。

2. 体育施設の充実

スポーツ施設をより快適な活動ができるよう整備をするほか、新体育館でありますキッコーマンアリーナを拠点にスポーツ活動の充実に努めていきます。

- ・AED（自動体外式除細動器）の設置

市内3市民プール（流山・北部・東部）に設置してあるAEDをプール閉鎖期間中に限って、スポーツイベント等に貸出をします。また平成27年度から実施した事業で、熱中症対策

として熱中症指数計測器の貸出要綱をつくりまして、市内で開催される大会等に貸出を行い、熱中症対策、市民の安全を図ることに努めております。

- 体育施設の計画的な改修・整備

総合運動公園体育施設やスポーツフィールドの利用環境の改善を図っていくものです。平成28年度については、北部市民プールの改修整備ということで、ろ過器の交換を実施し、水質整備に努めていきたいと考えております。

- 観るスポーツの推進

平成28年4月1日に開館するキッコーマンアリーナにおいて、プロスポーツ等の観るスポーツの誘致に取り組みまして、大規模な大会、トップアスリートの試合などを観戦できる場づくりを進めていきたいと考えております。

- スポーツフィールドの整備

新川スポーツフィールドの移転先として、ほっとプラザ下花輪南側の民有地を移転先用地として選定しました。今後購入、測量等を経て工事に着手する予定です。

- 指定管理者による体育施設の管理運営

キッコーマンアリーナ及び総合運動公園野球場など、その他体育施設については、指定管理者による管理運営が行われ、市民サービスの向上を目指します。

3. 生涯スポーツ指導者の育成と活用

地域の実情や地域住民のニーズに対応できる指導者の養成、確保と効率的な活用のための指導体制や派遣システムを構築します。

- 生涯スポーツ指導者の育成

スポーツ基本法の制定に伴い、体育指導委員がスポーツ推進委員に名称が変更された他、流山市独自のスポーツリーダーとして教育委員会が委嘱したコミュニティスポーツリーダーの技術、資質の向上のための研修会を開催しております。

- 指導者活用

健康ジョギング講習会の講師指導、軽スポーツ体験会指導、

市主催各種講習会の補助などを行っています。

資料 2 をご覧ください。

- ・ 体育施設利用状況（平成 24 年度から平成 26 年度の利用状況）
（2）総合運動公園屋外体育施設の陸上競技場については新体育館の建設に伴い平成 25 年度で廃止しました。
（3）河川敷野球場の利用については、台風等により河川敷が冠水するなど気象条件でかなり左右されます。
（4）市民プールについても、天候気象の影響が大きいです。
（6）～（8）のスポーツフィールドは、市の遊休地を活用した施設であり、業務委託による管理運営をしております。

- ・ 学校開放団体利用状況（屋外）

平成 27 年度の登録状況で、登録条件としては 10 名以上で組織する団体が利用可能です。

屋外では、少年サッカー、少年野球等の 47 団体が利用しており、屋内では、バレーボール、バドミントン等の 169 団体が利用しています。

武道場については、空手道など 10 団体が利用しています。

資料 3 をご覧ください。

- ・ 予約システム登録団体数ということで、野球、サッカーをはじめ、1,300 団体が登録しています。
登録条件としては、10 名以上の市内在住、在勤の団体で、定期的に活動していることがあります。

資料 4 をご覧ください。

- ・ 流山市コミュニティスポーツリーダー設置要綱の一部改正について
コミュニティスポーツリーダーは教育委員会から委嘱されて活動している団体ですが、設置要綱施行から 30 年以上経ち、設置、職務、条件等が不明確ということもあり一部改正するものです。

表面が現在の設置要綱であり、裏面は一部改正を示すものです。
第2条（設置）・第3条（職務）・第4条（委嘱）が一部改正となります。

次ページに改正前と改正後を示しました。

この改正については教育委員会議に上程する予定です。

資料5をご覧ください。

・学校施設利用規則の一部改正について

市内の小中学校の体育館、運動場を開放しておりますが、各種利用団体がこの規則に則って利用しています。

体育館を利用する際に照明を使用しており、各学校に電気使用料の負担をかけているということが現状です。そこで利用団体から照明電気料相当額を徴収する体制にするものです。

第10条（利用の許可条件）（1）サについて

運動場及び体育館の照明施設を利用する場合は、照明電気料相当額を教育委員会に納付することとします。

現在すでに東部中学校の運動場については夜間照明があり、料金を徴収しているところですが、屋内の体育館についても全校一斉ということではなく、平成28年度は小山小学校、おたかの森小学校の体育館について、利用団体から照明電気料相当額を徴収するというので始めたいということです。

こちらも3月25日の教育委員会議に上程する予定です。

（事務局）

資料6をご覧ください。

スポーツ振興事業について

本市については先ほど説明がありましたので割愛させていただきます。

近隣市については、我孫子市、鎌ヶ谷市、柏市、松戸市、野田市にスポーツ振興事業としてどういったものがあるのか調査したものです。

我孫子市

- ・ 体育施設管理運営事業・・・建物等のハード面の管理事業です。
- ・ スポーツ教室事業・・・少年野球、タグラグビー、生涯スポーツ等の教室を開催し、地元の優秀な人材をスポーツの指導・振興にいかす仕組みづくりを進める事業です。
- ・ 健康スポーツ普及事業・・・地域スポーツフェスタ（3会場）等を行い、総合型地域スポーツクラブ設立への検討を行います。
- ・ スポーツ振興事業・・・手賀沼エコマラソン等の大会を開催し、スポーツの振興を図る事業です。

鎌ヶ谷市

- ・ 小学生水泳教室
- ・ スポーツ大会等開催事業

以上2事業は補助金事業です。

- ・ 北海道日本ハムファイターズ連携事業・・・ファイターズのグラウンドが市内にありますので、野球教室や軽スポーツ教室等をファイターズに開催してもらうものです。
- ・ ソフトバレーボール大会
- ・ 長寿大運動会
- ・ スポーツ推進委員事業・・・スポーツ推進委員連絡協議会へ補助金交付を行っているものです。
- ・ スポーツ少年団事業・・・市スポーツ少年団（8団体）へ補助金交付を行っているものです。
- ・ 学校プール開放
- ・ 弓道・アーチェリー教室事業・・・昨年新設された弓道場での事業です。

柏市

- ・ 学校体育施設開放事業・・・63校で実施しています。
- ・ スポーツ推進委員活動
- ・ スポーツ教室・講習会・・・小学校巡回運動教室・鉄棒上達教室

等講習会形式の活動を行っています。

- ・スポーツの奨励（競技スポーツ）・・・奨励金交付・表彰等を行います。
- ・総合型地域スポーツクラブの育成・・・総合型地域スポーツクラブが地域住民のスポーツ活動の受け皿として主体的な活動ができるように支援していくもので、親子体験イベントの開催などを行っています。
- ・補助金の交付・・・体育協会／家庭婦人スポーツ協会／スポーツ少年団／スポーツ推進委員協議会／県民体育大会出場助成／生涯スポーツ団体／総合型地域スポーツクラブ などの団体に補助金を交付しています。
- ・新春マラソン大会
- ・手賀沼エコマラソン大会
- ・柏市スポーツ推進計画の策定・・・アンケート調査の実施や審議会での協議により実現可能なスポーツ施策を計画するものです。

松戸市

- ・スポーツ活動支援事業・・・スポーツ推進審議会・国際スポーツ交流事業や市民運動会の補助を行い、スポーツ活動の支援を目的としたものです。
- ・スポーツ団体・指導者育成支援事業・・・補助金・優秀選手の支援を行うものです。
- ・学校施設開放事業・・・学校開放（小中学校64校で実施）により市民のスポーツ活動の場として活用するものです。

野田市

- ・指導者講習会・・・26年度は合気道講習会を開催しました。
- ・スポーツ大会・・・小学生から高齢者までの幅広い年齢層の市民が参加できる種目を設定して大会を開催するもので、グラウンドゴルフ大会・市民駅伝大会・関宿城マラソン大会などがあります。
- ・健康体力づくり運動・・・スポーツ普及のフェスティバルということで手づくりフェスティバル・健康づくりフェスティバルを開

催しています。

- ・スポーツ少年団関連事業・・・近隣市町チームとの交流を通し、技術の向上、親睦を深めることを目的に空手道大会・ミニバス・サッカー・バレーボールなどの大会を開催するものです。
- ・生涯スポーツ推進事業・・・平成26年度はスカイスポーツ（空まつり）を実施しました。
- ・各団体補助金・・・地区運動会・市民体育大会・体育協会・県民体育大会派遣等への補助金を交付するものです。

雑駁であります。以上となります。

（佐々木副会長）

ありがとうございました。

では、まず他市の資料は別にして、それまでの資料について質問、ご意見等を伺いたいと思います。

その前に、一点教えていただきたいのですが、資料1の生涯スポーツ団体育成事業の学校開放については25校とあります。一方、資料6のスポーツ振興事業調査票の学校体育施設利用促進事業には23校となっております。この違いは何でしょうか。

（事務局）

調査票につきましては、平成26年度の実績となっております、23校です。平成27年度からはおたかの森小学校、中学校が増えましたので25校となります。

（佐々木副会長）

わかりました。ありがとうございます。

では、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

（事務局）

一度に関係資料を提示させていただいたのですが、スポーツの振

興につきましては生涯学習推進基本構想に基づいて、施策、各種の事業を展開してまいりました。

4月1日からは今までにない規模の新体育館、キックマンアリーナがいよいよオープンします。その中でこれまで叶わなかった大会の開催、スポーツを観る、といった新たな機能が加わって、東京オリンピックも視野に入れながらスポーツ振興を考えていこうということです。新年度は新たにスポーツ振興課が設置され、スポーツ振興に特化した形で専門に進めてまいります。

本日は現行の事業の実施状況、また事業の実施に合わせて一部の規則改正、加えて近隣市の振興事業につきまして提示させていただいております。スポーツ振興のますますの充実、拡大につきまして忌憚のないご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(安田委員)

資料2の市内の体育施設の利用状況についてですが、3ページの平成27年度学校開放団体利用状況(屋外)とあります。おそらくグラウンドの貸し出し状況だと思いますが、学校によって貸し出し状況に差があるように見受けられます。これは、学校によって使える、使えないということや、学校によって開放を積極的に進めている、進めていないということがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

(事務局)

学校開放の屋外利用につきましては、平日は使えませんので、土日祝日のみとなります。少年サッカー、少年野球が入っているとそこで土日は1団体で埋まっているような状況になるのですが、その地域でソフトボールやグラウンド・ゴルフなどの団体が使いたいということがあれば譲り合って利用しているという状況になっております。地域でそういった団体があれば利用されているということです。ただ、他にもスポーツフィールドもありますので、そこを利用してグラウンド・ゴルフをやっていることもあります。

こういった状況ですので、学校開放は基本的に少年サッカーや少年野球の利用がちょっと多いのかなと思います。

学校ごとにだめですよというようなことは基本的にはありません。1件だけ江戸川台小学校の校庭利用につきましては、昔近隣のトラブルがあり、利用が制限されていた時期もありましたが、現在は若干の制限はありますがほぼ使えるようになっております。

(安田委員)

スポーツフィールドという施設の場所のイメージがありませんので、一番身近で運動するための広い場所がとれるのが学校かなと思います。地域の人たちが利用する場所として学校がどんどん活用されていくのが良いのかなと思いましたので、質問させていただきました。

もう一点、資料4のコミュニティスポーツリーダーの設置要綱ですが、実際になられる方はどんな方なのでしょうか。例えば、昔小中学校の教員だったとか、ご自身が実業団やプロで活動されていた方であるとか、どんな方になっていらっしゃるのか教えていただきたいです。

(事務局)

毎週日曜日に早朝のジョギング講習会を市内5地区でやっております。主にそこに参加されている方で、歩くのが好き、走るのが好きという方が通年で参加されているのですが、その方々に主にリーダーになっていただいているというのが現状です。昔スポーツをやっていなかった方々もジョギング、ウォーキングを通して、仲間たちと一緒にやろうという発想でリーダーになっている方々が半数以上を占めています。

(事務局)

補足させてください。実は、昭和50年代にコミュニティスポーツリーダーの養成講座というものがございました。一定期間、スポーツの指導方法などについて勉強して、その修了生が地域に出ている

き、軽スポーツを通してコミュニティ作りをという時代で、人口が急激に増えていく時代でした。行政もまだ職員もたくさんおりました、体育大卒業の体育指導員を配置して指導することができた時代でした。それがだんだん職員の高齢化や行政改革の中で、市民にお任せするようになって今日にきており、リーダーという言葉が入っておりますが、この定義が非常にあいまいになってきています。そこで規則改正をして見直していこうということです。

(安田委員)

ではある程度スポーツについて知識のある方がなられるのですか。

(事務局)

当初はそうでした。現在は必ずしもそうとは言えません。

(安田委員)

あまり知識がない方がなられた場合、もし事故が起こった時はどうされるのでしょうか。夏の暑い時期ですと熱中症などが出てくるかと思うので、そういった部分についてはどういったケアをされているのでしょうか。

(事務局)

現在は年に数回の指導者講習会で注意を呼びかけているという状況です。

(事務局)

新たに委嘱されてリーダーになられた方には1年間通して県で主催する研修会に参加していただいております。また、リーダー会の中でも講師を呼んで研修会や勉強会を、年間を通じて行っております。

(神田委員)

すみません。私が以前にいた市のスポーツリーダーというものと感覚がちょっと違うと感じましたのでお聞きします。昭和50年代にコミュニティ作りの一環としてのスポーツリーダー養成講座を受けた方々が今半数を占めていらっしゃるという現状は、問題が大きいと思うのです。平均年齢はどのくらいになっていますか。

(事務局)

70代前半くらいですね。

作りっぱなしというご批判もあろうかと思えます。定年制を設けてどんどん若い人をいれなくてはいけないですし、20代から幅広い年代の方に入ってもらわなくてはならないです。それが言葉は悪いですがけれども、仲良しグループになってきてしまいますとその年代のままずっと来てしまいます。それをここで少し活性化したいということでございます。非常に反省しております。

(神田委員)

もっと3、40代の若いママさんのリーダーだとか、今流山市には若い3、40代の方が入ってきていらっしゃるので、そういったパパさんだとか、キックマン アリーナができるのですから、どんどんそういった若い層の方たちに入らせていただけるように、キックマン アリーナを利用してもっと発信していただけるようにしていただきたいと思えます。

オリンピックに向けて、何とか使ってもらおうと発信していこうとしているところなのですから、市民に浸透させていこうというのであればちょっと平均年齢が高いのではないかと思います。

(事務局)

町の勢いとスポーツ行政との間に少し乖離があったということです。

(安田委員)

ちょっと関連してお聞きしたいのですが、コミュニティスポーツ

リーダーという人は学校等で少年野球や少年サッカーを指導されているという方々をスポーツリーダーという形で委嘱するということはできないのでしょうか。

私の住んでいる地域では、小学校の野球チームやサッカーチームでは父兄の方が指導されていることが多いのですが、そうした方々がスポーツリーダーということになればかなり若返ると思いますし、学校を拠点にしてスポーツコミュニティを作っていくということは一つの方策ではないかと思います。そうした方々がスポーツリーダーとして認められるということでもないのでしょうか。どうやってスポーツリーダーは承認されるのでしょうか。そのプロセスがよくわからないのですが。

(事務局)

はい、安田委員のご指摘の部分はこちらのコミュニティスポーツリーダーの役割、使命だと思います。

実は先ほど担当の説明にもありましたが、ジョギング講習会から出発しておりまして、ご自分がリーダーとなって地域のスポーツ振興に関わっていくという点につきましては実際には薄い面がありまして、各スポーツ団体によって、学校開放といった部分は成り立っております。

今回規則改正にいたった背景といたしましては、ここで委嘱がございます。従来は年齢要件もありませんでしたので実際には80代の方もいらっしゃいます。

スポーツの振興といっても、健康増進という部分もございます。また私たちは小さなお子様から高齢者までの生涯スポーツを扱っておりますので、そういったところで高齢者の方々が多い形での活動となっておりますが、年齢要件等もここで整備しながら、少し若返りを図って、新しいスポーツ振興に関わっていきたいと思います。コミュニティスポーツという大きな看板がございますので、こちらに近づいていくような活動展開を進めていきたいと思っております。

(佐々木副会長)

一つ基本的なことでは恐縮ですが、スポーツ推進委員とコミュニティスポーツリーダーの役割の相違について教えていただきたいのですが。推進委員さんが地区ごとにいるということで人数が少なく、その下にコミュニティスポーツリーダーさんがいるという形は組織的には良いかと思うのですが。

(事務局)

先ほど申し上げましたように、スポーツ基本法の改正があり、体育指導員がスポーツ推進委員ということで、こちらは法的に定められたものです。一方コミュニティスポーツリーダーは流山市独自の活動でございまして、他市にはない制度だと思います。指導者というのではなく地域に密着してスポーツの振興というか活動を行うものがコミュニティスポーツリーダーとなります。

スポーツ推進委員は指導者としての位置づけがありますので、いろいろな意味で指導していただいているのが現状であります。

(佐々木副会長)

コミュニティスポーツリーダーはジョギングなどから入ってきたということですが、それならば体育指導員さんが法改正でスポーツ推進委員となったということであれば、スポーツ推進委員の方がいろいろな種目の指導をしている方がたくさんいるということですね。

(事務局)

スポーツ推進委員さんは、例えばバドミントンだとか卓球だとかといった専門の分野を持っている方々がなっております。

コミュニティスポーツリーダーの方は、資格はないのですが、毎週日曜日などに集まって地域に密着した活動をしているということです。

(佐々木副会長)

ありがとうございました。

他に何かありませんか。

(神田委員)

資料1の総合型地域スポーツクラブの設立支援のところで、平成24年2月に「NPO 法人おおたかスポーツコミュニティ流山」が設立とあるのですが、これについてご説明いただきたいと思います。

(事務局)

平成21年に総合型地域スポーツクラブを流山市でも作ろうということで立ち上がりまして、本来ならば市民から声があがって立ち上がっていくものが、国の方針として各市で組織するということが、その時にスポーツ推進委員の方に総合型スポーツクラブの立ち上げをお願いして、スポーツ推進委員がずっと立ち上げに係わってきたということがあり、またスポーツ推進委員だけではなく他の方も一緒に立ち上げてきたのです。

最初は、総合型スポーツクラブ、名称は違う名称だったと思いますが、平成24年2月に立ち上げてきたグループが自分たちでやろうということで「NPO 法人おおたかスポーツコミュニティ流山」を設置して独立したということです。こちらは今も、生涯学習センターの1階の受付横の部分を事務所として活動しております。

(事務局)

内容としましては、さまざまなスポーツ教室や講座をそこが主催して行っております。

(事務局)

若干補足させていただきます。

スポーツ基本法の中に、総合型地域スポーツクラブについては事業として入っております。全国的にこういったものを多世代、多種目、多志向による民間のスポーツクラブとは異にした気軽にスポーツに参加できる仕組みづくりとして、全国的に創るといったもので、

1 市あたり 1 設置を目指すということになっております。

(佐々木副会長)

ありがとうございます。他にありませんか。

(後藤委員)

はい。資料 2 の体育施設利用状況のグラウンド・ゴルフなのですが、スポーツフィールドを利用した人はこちらでわかるのですが、その他に高齢者は近くの公園でも行っております。そういった方が利用する公園というのはどのくらいありますか。わかりますか。

(事務局)

私有地を整備して自分たちでグラウンド・ゴルフ場を作っているという方もいらして、全体的な数字は掌握しきれないくらいです。

(後藤委員)

わかりました。高齢者がスポーツに親しむということは大切なことです。

(事務局)

はい。市内 4 地区にわかれて支部会がございまして、その上に流山市のグラウンド・ゴルフ協会がございます。ただ最近では、体験教室を開いて新しい人に入ってきてくださいといった仕組みを考えていらっしゃるということです。

(後藤委員)

それに参加した人数というのはわかりますか。

(事務局)

それが、縦割りで申し訳ないのですが、スポーツ振興と公園ということで都市整備、さらに高齢者生きがい推進という福祉部門でやっております、全体数を把握しきれれておりません。

(佐々木副会長)

自治会単位でやっているところもありますね。

3 ページ目ですが、新川耕地スポーツフィールドはいつごろから動き出しますか。

(事務局)

はい。私からご説明いたします。

現在、移転先用地が昨日審議会で決定いたしまして、そのの用地を購入することになりました。移転先は下花輪地区なのですが、現在地権者の承諾を得て地質調査を行っております。来年度、再来年度の2カ年で設計、工事を考えておりまして、平成30年度早々には利用開始したいと考えております。

(佐々木副会長)

ありがとうございます。

他にございませんか。

(辻野委員)

資料2の平成24年度、25年度、26年度の体育施設利用状況ですが、合計を見ますと総合体育館はV字回復といいますか、平成25年度は下がって平成26年度はあがっています。総合運動公園の屋外体育施設は年々下降気味、河川敷の野球場はV字型で平成25年度だけ極端に低くなっているという傾向です。

また2ページ目の市民プール、柔道場、新川耕地、おたかの森、東部のスポーツフィールドについては人口が増えているにもかかわらず利用は下がっています。この傾向を見て、スポーツ振興をやらなくてはいけないという市の方針が出ているのだと思いますが、この傾向の前の状況についても統計をとられていますか。

(事務局)

はい。統計はとっておきまして、本日はこの3カ年を参考資料とさせていただきます。

私たちのスポーツ振興の考え方なのですが、(1) 屋内体育施設市民総合体育館につきましては、平成26年度は13万2千人ですが、今度のキッコーマンアリーナにつきましては倍の規模の大きさの施設になりますので、私たちとしましてはこの倍以上の利用者数、利用者増加を図っていきたいと思っております。

(2) 屋外施設につきましては、天気にも左右されるということもあるのですが、若干施設の老朽化という部分もありますので、施設の補修といったことも計画的に行いながら利用しやすい環境づくりをしていきたいと考えています。

河川敷野球場につきましては江戸川河川敷ですが、冠水、天候に影響されておりますので年度によっては数値が変わってきております。

市民プールにつきましては、民間のプールに比べて料金が安いのですが、30年以上経っている施設ですので老朽化している部分もあるかと思っておりますので、利用しやすいように施設の改修を計画的に進めてまいりたいと思っております。

柔道場につきましても、北部柔道場には施設の傷み具合もありますので、今の計画にはありませんが将来的には建て替えといった計画もあると思います。そういった状況で利用者をさらに増やしていこうという形で取り組んでまいりたいと思います。

(佐々木副会長)

では次に調査票については何かありませんか。

(辻野委員)

せっかくここまで調査票をつくったのですから、東葛5市がやっている中身は違うのですが、トータルとか、人口で割った数字などを出すと市は一人当たりどのくらいのスポーツ関連の費用をかけているかということがわかってよいのではないかと感じました。ちなみに流山市はトータルすると11,375,000円で住民が

18万人いるとすると一人当たり約63円となります。こういった出し方をしますと面白いものが見つかるかなという気がいたしました。

(事務局)

ありがとうございます。

ご指摘のとおりでございます。事業ごとに比較するとか、もう少しデータとして分析ができるような形で作りたと思いますので、本日はこれでご容赦ください。

(事務局)

スポーツに関しましては、団体さんが先にできていて施設をあとから作ったという経緯があります。先ほどコミュニティスポーツリーダーが高齢化しましたというお話がございましたが、それと同じでずっと横ばいできていて、正直努力してこなかったということで反省しております。

例えば公民館では団体で部屋を借りて勉強会などをなさるのですが、団体に入っていない方のために自主事業として講座を市が開いて、そこに一人で、個人で入ってきた方が勉強をしてサークルを作ってという利用者がいました。しかし、スポーツに関してはそういったことがなかったのです。バレー部、バスケット部といった形で入ってきていたのです。

やはりこれからは、スポーツの教室をどんどん広めていってお一人でも参加していただいて、そこから新たなサークルになって体育施設を利用してくださるといった展開にしていけるように、新しく課を作って努力していきたいと考えております。

(佐々木副会長)

すみません、一つだけよろしいですか。

スポーツ大会のことで、補助金も出ていると思うのですが。参加費は流山市も集めていると思いますが、補助金と参加費でまかないきれぬのですよね。ロードレース大会などはどうでしょうか。

(事務局)

はい。ロードレース大会は実行委員会形式で運営されています。参加費の3,500円と協賛金を財源にいたしまして市からは費用を出さずに開催しております。流山市としてはそういった形で行っておりますが、他市につきましてはすべて把握しているものではありませんが、傾向といたしましてはマラソン大会といったものにつきましては参加費を集める形です。

(佐々木副会長)

ありがとうございます。

他には何かございませんか。

よろしければ伊の文化芸術振興事業についてに移りたいと思います。

(事務局)

はい。では資料に沿ってご説明させていただきます。

資料7をご覧ください。こちらは流山市生涯学習推進基本構想に規定した事業を一部見直しするとともに、関係する具体的な事業を記載したものです。

では概要を説明させていただきます。まず今後の方向性ということで3点あげられており、その次に施策の展開があります。

施策の展開の1、芸術文化活動の推進ということで、芸術・文化団体の育成・支援がございます。

芸術文化団体の活動支援につきましては、文化協会に対する文化活動事業費補助金、市展事業費補助金を美術家協会へ、文化祭実行委員会へ文化祭事業費補助金を、そして市民芸術劇場実行委員会へ負担金を交付しております。

子ども文化伝承ということでは、地域のお囃子や伝統芸能などを体験し、後世に引き継ぐ事業などを支援しており、子ども茶道教室の開催や鱒ヶ崎おびしや行事を鱒ヶ崎小学校の課外授業で行って

います。

3番目の市民アーティストの育成としましては、市民の音楽家や劇団などの芸術文化活動の発表の場と鑑賞の場を提供するという
ことで、主なものとしましては、新人演奏会を含むサロンコンサート、市民音楽祭の開催、流山市展、文化祭、市民ギャラリー展の開催
があります。

続きまして、芸術・文化を学び鑑賞する機会の拡充についてです。

1つ目は芸術作品展などの開催ということですが、平成28年度
は流山市制50周年を記念しまして、流山市にゆかりのある後藤純
男先生の絵画展を開催する予定です。

次に質の高い芸術文化の提供ということで、市民芸術劇場、小池
博史演劇の開催などがございます。

3つ目といたしまして、ホール活動の拡充。こちらは新規事業で
ございまして、現在流山おおたかの森駅前の市有地を活用し、新設
するホールを活用して文化芸術活動に触れる機会を増やしていこ
うというものです。こちらは指定管理者制度での運営を予定してお
ります。

次ページをご覧ください。参加型・創造型活動の育成・支援でご
ざいます。

1つ目は舞台ワークショップですが、具体的な内容としましては、
高校生を対象とした演劇のワークショップを開催しております。

続きまして多彩な発表の場の提供としましては、流山市展、文化
祭、書道展の開催などがあります。

3つ目としまして、地域文化のまちづくり事業ということで、各
団体との協働による芸術文化活動を通じ、まちづくりやその活性化
を図っていきます。具体的には流山ジャズフェスティバルの開催を
しており好評を博しております。また市民芸術劇場の開催もありま
す。

施策の展開の2としまして、文化財の保護と活用ですが、こちら
は博物館活動の充実を図り、親しみやすい市史等を刊行するという
ことです。

博物館企画展として、郷土の歴史や文化財、自然等、調査研究の

成果を公開しております。主なものは、「流山のみりん」「ちょっと昔のくらし」「三輪野山遺跡群～掘った・調べた・わかった～」などの企画展を開催しております。

続きまして講座・講演会の開催です。郷土の歴史や文化財に関する講座・講演会を開催しております。博物館蔵出し講座や子ども教室などがあります。

博物館資料の収集保存ですが、資料の収集・保管・調査を行っております。

古文書解読編纂事業では市内の古文書の解読を進め、出版物を刊行しております。

次のページをご覧ください。

文化財の指定拡充と指定文化財の保存・伝承・活用に必要な調査・支援に努めますということで、文化財保護の促進があります。文化財の調査研究を進めるとともに文化財の指定を行います。市指定有形文化財の指定、国登録有形文化財の指定等がございます。本町地域の清水屋本店店舗や笹屋土蔵などがあります。

2つ目としましては、生活文化保全事業として、自然やまちなみ景観などの保存に努めております。

次に埋蔵文化財の保存と研究成果の活用です。事業としましては埋蔵文化財発掘調査がございます。開発行為等に伴う埋蔵文化財の発掘調査を行い、記録保存を図るというものです。

次の発掘調査報告書刊行ですが、発掘調査の成果を公表し活用を図っているものです。

以上で資料7の説明とさせていただきます。

続きまして流山市の文化芸術振興事業につきまして予算等を踏まえて説明をさせていただきたいと思っております。

資料8をご覧ください。こちらには流山市だけでなく東葛地域の他市の状況も参考までに掲載させていただきました。

1. 美術活動支援事業

美術家協会を支援し、市民への美術文化の普及と親交を図るものです。流山市展事業に360,000円の補助金を交付しております。

2. 文化祭開催事業

文化団体の日頃の活動の成果を発表する場として文化祭を開催しております。文化祭実行委員会の組織づくりを支援し、1,300,000円の補助金を交付し、文化祭は11月、約1ヶ月の期間で文化会館のホールを中心に「発表」「作品展示」「各種行事」の三部構成で開催しています。

3. 市民ギャラリー展示事業

市役所の市民ギャラリー、ガラスケース内を会場に各種展示を毎月実施しています。委託料として537,000円を計上し、選挙事務で使用できない期間を除いて毎月、絵画、書道、写真、俳句等を1ヵ月単位で展示するものです。

4. 市民芸術劇場事業

流山ロータリークラブ、流山ライオンズクラブ、中央ロータリークラブ、青年会議所等と教育委員会で実行委員会を組織して、コンサートなどを実施し、市民に低廉な価格で舞台芸術を鑑賞してもらうものです。負担金1,500,000円を交付しており、平成27年度は夏川りみさんのコンサートと子ども向けミュージカルを開催しました。

5. 市民音楽祭開催事業

音楽団体の練習の成果を発表する場となる音楽祭の企画・運営を行うものです。参加者（団体）を公募し、音楽家協会に企画・運営を委託し、委託料753,000円を支払っています。最近は出演団体が20団体を超えるほどに増えております。

6. サロンコンサート開催事業

月末金曜日に市役所ロビーで音楽コンサートを開催するもので、流山市音楽家協会に委託料1,049,000円を支払っています。

7. 舞台ワークショップ事業

演劇やミュージカル、音楽をはじめ照明、音響などの舞台技術に関する体験学習の場を提供するものです。予算計上はありません。

8. 博物館活動事業
資料の収集・保管、講座・講演会・子ども教室の開催等の教育・普及など、各分野の事業を実施するものです。2,617,000円の予算を計上しています。
9. 企画展開催事業
事業内容は先ほどの説明のとおりで、6,086,000円を予算計上しております。
10. 市史編纂活動事業
流山市に関する資料の収集・保管、流山市の歴史の調査・研究、古文書の解読等々の事業です。予算は3,763,000円を計上しております。
11. 文化財保護推進事業
文化財審議会の運営、市指定文化財等への補助金の交付や調査、市内の遺跡試掘をはじめとした埋蔵文化財の保護、遺跡見学会などを行っております。予算は2,725,000円を計上しております。
12. 発掘調査整理・報告書刊行事業
発掘調査で得られた情報や出土遺物についての報告書作成、刊行を行う事業です。27,140,000円を計上しております。
13. 学校への出前授業事業
小学校3年生の社会科において学校で授業を行います。予算は計上しておりません。
14. 地域文化のまちづくり事業
市指定無形民族文化財の実施に際し、行事の保存団体3団体に補助金を交付し支援しております。予算は438,000円計上しております。
15. 古文書解読編さん事業
収集した古文書の整理・解読を行います。2,089,000円を計上しております。

以上が流山市の調査票についての説明となります。

次に近隣市について参考になりそうな点を上げてみたいと思います。

まずは松戸市についてですが、11番目の事業でシティミニコンサートがあります。流山市のサロンコンサートにあたるものだと思いますが、事業費が29,000円と非常に廉価ですので問い合わせてみたいと思っております。

次に柏市の事業です。2番目のかしわ塾は小中学生が高校の吹奏楽部員と練習を行う事業で、演奏技術の体得と、一つの舞台を仕上げることの感動を体感するというものです。

また6番目の市民ギャラリー事業ですが、事業費は4,000万円となっておりますが、おそらく新装開館にかかる費用が含まれると思いますが、使用者には定額の使用料の負担を求めているとの記載があります。こういった点に着目して、流山市のギャラリー展示にも活かしたらよいと思います。

次に野田市の事業ですが、5番目文化財の学校展示、6番目文化財出前授業、7番目文化財普及活用事業は予算計上なしで行われているようですので問い合わせをしてみたいと思います。

また9番目の伝統文化親子教室事業も予算はとっておりませんが、団体との連携で行われているのかと思われます。参考にできればと考えます。

我孫子市では6番目の子どものための舞台鑑賞事業ということで小中学生を対象にしたプロ劇団による演劇を上演しています。こうした小中学生を対象に絞った事業というものも参考になると思います。

最後に鎌ヶ谷市ですが、19番目の普及事業として基礎講座やワークショップなど、舞台芸術・芸能の愛好家が増える機会を提供するというものがあります。流山市でも類似した事業を行っておりますので比較してみたいと思っております。

以上で文化芸術に関する説明を終わります。

(佐々木副会長)

はい、ありがとうございました。

(事務局)

文化芸術につきましては、今年度文化芸術振興条例が施行いたしました。いよいよ来年度は2年目になりますので、文化芸術各種事業につきましてはさらに充実拡大させていくという役割がございますので、忌憚のないご意見をいただきながらよりよい事業を拡大させていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(佐々木副会長)

では何かご質問、ご意見はありませんか。

資料8の10ページになります。柏市1番の中学校音楽鑑賞教室ですが、県のオーケストラを呼んで、何年かごとに各学校の体育館に来て演奏する事業がありましたが、それは今もやっているのですか。

(事務局)

はい。指導課でやっております。

(佐々木副会長)

そうですか。あの事業はなかなか良いものだと思います。わかりました。

(辻野委員)

先ほどのスポーツのところと同じ意見なのですが、やはりトータルを出すと面白い傾向が出るのではないかとということと、流山市が15事業あって約5000万円、18万人として一人当たり約2800円です。それに比べて松戸市の場合は、7億6千5百万円、抱えている施設などの規模等は全然違うのですけれども、松戸市民が60万人いるとしても一人当たり1,275円です。

文化芸術振興条例を作ってこれからやっていこうというところで、この中で項目別に共通点等で比較したら、流山市は他の東葛6

市に比べてどうかという傾向も出るかと思えますし、その中で流山市らしさを出すには重点的にどこに予算措置をしたら良いかということも出るのではないかと考えております。

(事務局)

先ほどのスポーツも含みまして、もう少しデータを探りたいと思います。

(事務局)

松戸市は文化会館の管理事業も入れておりますが、流山市は入れておりませんので、比較できるような形にしていきたいと思えます。

(辻野委員)

会議の中、数字的なものだけではなくて、内容で審議していかなければならないということは重々承知しておりますが、人の感覚というのはそれぞれ別々ですし、方向性を考えていくには、数字でこうだということが、説得力があるのではないかと思いますので、今のような指摘をさせていただきました。

(佐々木副会長)

他にございませんか。

(増満委員)

はい。私は流山市民ではないのですが、流山市にも新しい方々と古くからいらっしゃる方々がいらっしゃると思いますが、流山という市やその土地については市から何か発信などを行っているのですか。

この資料では、例えば11ページの8番ですが、柏市では「郷土かしわ」への興味と理解を深めてもらうために、これは展示ですが、しているとあります。というのは、東洋学園大学の流山キャンパスがありまして、今まで1年生、新しく入ってきた学生に4月か5月にフィールドワークをやってきたのです。学園の周りをずっと山か

ら、つくばエクスプレスの駅から、1、2時間半くらいかけて地図を見ながら散歩をして、こういう場所なのだという確認をしようという授業をやってきたのです。そうすると1年生の半分が「知らなかった」と言って、「この町は新しいところもあるし、山の中を散策したら古い神社もあって、畑もあるんだ。でも新しい場所もある。緑の中を歩いてとても新鮮だった。」という学生が非常に多かったのです。

ですから、新しい市民の方々、こちらに伺った時に新しいマンションや新興住宅などがたくさん建っていましたので、そういう新しくいらした市民の方々に、流山市はこういう町なのですよというように何か発信があるともっと親しみやすいと思います。また、スポーツの関連ではウォーキングがあると聞きましたので、そういった中に町を少しずつ知るミニ知識のようなものが入っていくような企画があるともっと楽しいと思います。

(事務局)

今お話いただいたような新旧住民、流山にお住まいの方でも案外流鉄に乗ったことがないという方もいらっしゃいますので、公民館事業として年に2、3回ですが、史跡ガイドウォーキングとって、地区ごとに実際に歩いて、こんな史跡があるのだ、こんな歴史があるのだということをボランティアの団体の方に案内していただくということを行っております。参加された方からは、今おっしゃられたように「こんなこと、初めて知った」という声をよく頂戴しております。

また、流山市郷土史検定というものなのですが、流山の歴史について、4回の講座で最後に検定の試験というものをして認定するという仕組みもさせていただいております。参考までに以上です。

(事務局)

資料7の2ページの下段をご覧ください。博物館企画展で、「流山のみりん」「流山の地名を歩く」といった流山に特化したもの、「通運丸で結ばれた関宿・野田・流山～海運へのターニングポイント

ト)、こちらは利根運河を対象にしたものです。それから三輪野山遺跡群の発掘調査成果、こちらは報告書の刊行にあわせまして、実際に展示をして紹介したという例でございます。

資料8の3ページの10の市史編さん活動事業の中に「ふるさと流山のあゆみ」の刊行とありますが、ハンドブックスタイルの本を刊行いたしまして、流山に住んでいた旧来からの方にはあらためて、新しい方には流山市の紹介として流山市の歴史を紹介いたしました。また今年度作成中ですが、「流山のむかし」というハンドブックスタイルのものです。史跡ガイドや案内が主となっているものを刊行予定でおすすめしております。市民に公開販売していく予定です。

(増満委員)

ホームページはいかがですか。若い世代はスマホやホームページ、ブログを見ますので、そういうところで気軽に、検定のような軽いクイズ形式のものが入っていくと、小学生も見やすいのではないかと思います。

(事務局)

講座など事業的には実施しているのですが、もう少し情報提供といたったところももっと工夫してわかりやすくしていくことを課題として取り組んでいきたいと思います。

(事務局)

今、これだけやっていますと言いながら、では市民の方は知っているかというところと知らないのです。ホームページも年間計画を出してからなかなか更新されなかったりするのです。

(増満委員)

やはり更新しないと誰も見ないですね。

(事務局)

はい。それは大変反省しております。

実は明日竣工式があります新体育館のネーミングライツでキッコーマンアリーナとなったのですが、なぜ流山でキッコーマンなのでしょうと言われてしまいました。これは流山の醸造業の歴史といったことをきちんと普段から皆様にお知らせしていれば、なぜキッコーマンなのかとは言われたいと思っています。やはり、やっていますということでは言い訳になっておりまして、周知されていないのだなということは反省いたしました。今回のネーミングライツの件では痛感いたしました。

もう少し情報発信をしていきたいと思えます。

(田根委員)

広報ながれやまでは連載記事が少ないので、連載で情報を掲載すると市民が楽しみにしてくれるのではないかと思います。流山の歴史や名所が宣伝できるのではないのでしょうか。広報誌であれば読むかなと思います。

(佐々木副会長)

ぜひご検討していただければと思います。

他にはよろしいでしょうか。

なければその他について移りたいと思えます。

(事務局)

では本日の2つの議題につきましてはこれで、こちらの案件につきましては継続的にご意見をいただきたいと思えますのでよろしくをお願いします。

(佐々木副会長)

では次の会議までに何かありましたら、電話でもメールでもかまいませんのでご連絡をお願いします。では本日の議題についてはこれで終わりにして、その他に移ります。

(事務局)

ではお知らせ、お願いがございます。

第58回全国社会教育研究大会千葉大会について説明させていただきます。こちらの研究大会は毎年持ち回り、全国で開催しております。平成28年度は千葉大会で千葉市にて開催されることになりました。主催は全国社会教育委員連合でございまして、実行委員会を千葉県内で組織しまして進めております。実行委員会を組織されているのは各市の社会教育委員の代表ということで、生涯学習審議会委員の方々です。

『千葉で語り合おう！未来を築く人づくり・まちづくり』をスローガンに、平成28年10月26日から28日までの3日間開催されます。全体会が千葉県文化会館、分科会がガーデンシティ千葉で行われます。実質的には10月27日と28日の2日間となります。

現在佐々木副会長とともに会議に出席させていただき、内容をつめているところです。

はっきりとした当日の役割分担はないのですが、4、5人程度の委員さんにご出席をお願いしたいということです。大会の負担金は5,000円かかるのですが、こちらは東葛社教連で用意していただけるということです。ぜひともご協力いただければと思います。

東葛ブロックの流山市としましては大会冊子をつくる役割となっております。現在、冊子を制作中です。

また、大会の予算が書いてありますが、負担金と広告収入、助成金と繰り上げ金で対応していく計画です。27日のアトラクションには柏市立柏高校の吹奏楽部の演奏があります。分科会もさまざまなテーマがあります。県からもぜひご参加くださいとのことですので、よろしく願いいたします。参加につきましては、こちらからまたあらためてご連絡させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

(佐々木副会長)

平成3年か4年の頃に関ブロがありまして、その時私はかかわっ

ていたのですが、今回は全国大会がかぶっておりますので、できればご参加いただければと思います。よろしく申し上げます。

(事務局)

もう一つあるのですが、個人番号の提供書というものをお配りしました。こちらはマイナンバーの関係で提出をお願いするものです。これは今日、明日中に提出ということではございません。これは源泉徴収票や社会保険関係の書類にマイナンバーの記載が義務付けられておりますので、様式3号の個人番号提供書に記入をしていただいて番号確認ができる書類の写し、これはマイナンバーカードの表裏面の写しまたは個人番号通知カードの写しとなりますが、添付してください。提出は郵送等ではなく、次回の審議会でも結構ですので、直接ご提出くださいますようお願いいたします。源泉徴収票が出される前、12月までにご提出をお願いいたします。提出の際には本人確認ができるものを提示していただきますので、こちらもあわせてお願いいたします。

個人番号提供書につきましては、目的外の使用はいたしませんということと情報入力後は速やかに廃棄することになっておりますことを付け加えてお伝えいたします。

以上よろしく申し上げます。

(佐々木副会長)

マイナンバーについては次回から12月までにご提出をお願いします。

(事務局)

田根先生、伊藤先生、千田先生は結構です。

(佐々木副会長)

よろしいでしょうか。

他にございますか。

(事務局)

はい。本日が今年度最後の審議会となります。

次年度の審議会の開催日ですが、もう少し調整させていただきまして、予定では第1回をゴールデンウィーク明けということで、5月9日から19日の間あたりで開催させていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、生涯学習部長の直井よりご挨拶がございます。

(事務局)

お時間をいただきまして申し訳ございません。

この春に定年ということで本日が最後となりました。5年間、体育館、おおたかの森センター、子ども図書館とハード面ばかりやっておりました。それに伴いまして皆様には条例の関連では大変お世話になりました。作ったのは良いのですが、管理運営をどうやったらよいかということですので、スタッフ等へのご指導を今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(佐々木副会長)(委員一同)

お疲れ様でした。

(神田委員)

すみません。最後に申し訳ないのですが、この審議会の予定の決め方なのですが、事務局の予定もあるかとは思いますが。私は他の審議会にも出ておまして、必ず最後に事務局で予定される日程の候補日を出していただいて、その日の午前、午後というように書いたものを皆さんにお配りして、予定のある方はその日にここはいとかだめだとか予定を出されていくのです。そうすることである程度メンバーの皆さんの予定を事務局が把握して、それをすり合わせて予定を出されるという形をとっているのです。こちらの審議会でもそのようにしていただくと助かるなと思えます。

(事務局)

はい、わかりました。今回は申し訳ありませんが、後ほどご連絡いたします。

(佐々木副会長)

では、そういうことでお願いします。
それでは本日の審議会を終わります。
ありがとうございました。

(閉 会)